

## 第 2 7 9 回長崎県南部海区漁業調整委員会議事録

- 1 . 開催年月日 令和 2 年 1 2 月 7 日 ( 月 ) 1 3 : 3 0 ~ 1 4 : 4 5
- 2 . 通知年月日 令和 2 年 1 1 月 2 6 日 ( 木 )
- 3 . 公示年月日 令和 2 年 1 1 月 2 6 日 ( 木 )
- 4 . 開催場所 長崎市尾上町 3 - 1  
長崎県庁 3 階 3 2 1 会議室
- 5 . 出席者 ( 委員 ) 浅川会長、川添委員、松本委員、岡部委員、中澤委員、  
野田委員、小林委員、山口委員、松下委員、元田委員、  
吉谷委員  
( 事務局 ) 尾田事務局次長、村瀬課長補佐、大崎係長、市山係長  
( 県 ) 漁業振興課資源管理班 馬場課長補佐、石田主任技師、  
淵上技師  
漁港漁場課漁場整備班 岡部係長、山道係長
- 6 . 議 題  
第 1 号議案 長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲量の設定について ( 諮問 )  
第 2 号議案 県営大型魚礁の設置に係る漁業調整上の支障の有無について  
その他  
( 1 ) 長崎県特定水産資源の採捕の停止に関する規則 ( 案 ) について  
( 2 ) 長崎県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則 ( 案 ) について  
( 3 ) 漁業法第 32 条第 2 項の規定に基づき長崎県知事が行う助言、指導又は勧告に関する運用指針 ( 案 ) について

## 7. 議 事

(開 会)

事務局

ただ今から第279回長崎県南部海区漁業調整委員会を開催いたします。始めに、浅川会長からご挨拶をお願いします。

会 長

(会長挨拶)

会 長

それでは議事に入ります前に、本日の委員の出席について事務局より説明を求めます。

事務局

本日は、長野委員、内田委員、平野委員、一瀬委員が欠席されております。

定員15名中、11名の委員の出席となっております。

出席者が過半数を超えておりますので、漁業法第145条の規定によりこの委員会が成立しておりますことをご報告いたします。

また、本日は第1号議案説明のため漁業振興課資源管理班から石田主任技師が、第2号議案説明のため漁港漁場課漁場整備班から岡部係長、山道係長が出席しておりますので紹介します。

会 長

これより議事に入ります。

本日の議事録署名人は、慣例に従いまして、私の方から指名します。

本日の議事録署名人は、小林委員と山口委員をお願いします。

今回の議題は、お手元の資料のとおり、

第1号議案

「長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲量の設定について(諮問)」

第2号議案

「県営大型魚礁の設置に係る漁業調整上の支障の有無について」

その他

(1)長崎県特定水産資源の採捕の停止に関する規則(案)について

(2)長崎県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則(案)について

(3) 漁業法第32条第2項の規定に基づき長崎県知事が行う助言、指導又は勧告に関する運用指針(案)について  
となっております。

それでは、第1号議案「長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲量の設定について(諮問)」を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案について、お手元の資料3ページをご覧ください。県から諮問文が参っておりますので、朗読させていただきます。

(諮問文朗読)

また、お手元の資料4ページから15ページまで、関連する資料を添付しておりますので、担当者から説明いたします。

県担当者  
(漁業振興  
課資源管理  
班)

令和3年漁期の当初配分量について説明

「まあじ」

長崎県枠：令和2年(1月～12月) 23,000トン

令和3年(1月～12月) 18,200トン

「まいわし」

長崎県枠：令和2年(1月～12月) 13,000トン

令和3年(1月～12月) 現行水準

「さんま」

長崎県枠：令和2年(1月～12月) 若干

長崎県枠：令和3年(1月～12月) 現行水準

・まいわしとさんまの本県の基本シェア(%)は、全国の80%を構成していないため、現行水準となる。

・本県に数量配分された「まあじ」18,200トンのうち、本県の漁業種類で90.1%のシェアとなる中型まき網は16,400トンの配分となる。

会長

ただいま説明がありましたこのことについて、ご審議願います。

岡部委員

これまでの「若干」から「現行水準」となりましたが、資源管理法も漁業法に改正され、管理の仕方も大きく変わったように感じます。まあいわしについては影響が出る可能性は少ないと感じていますが、ただし、まいわしについて、対馬暖流系群が、太平洋系群に対して1割にも満たない。これが本当なのかという疑いの気持ちを持たざるを得ません。また、77,000トンの中で、長崎県は現行水準ということですが、ただし、全体の漁獲量が75%になったら国の留保枠からの配分となる。その後は、採捕停止の命令へとつながる流れ。実際にどれぐらいの数字になったら、75%の数字になるのか。5ページにあるとおり、現行水準の場合、本県の目安数量として5,126トンとありますが、ただし、漁獲可能量は出ない。でもどこかで、数字にならないと75%にならないし、採捕停止にもならない。そこはどれぐらいの数量を見込んでいるのでしょうか。

県担当者  
(漁業振興  
課資源管理  
班)

まいわしについては、本県はあくまで漁獲努力量管理ということですので、数量配分とは無関係でございます。目安数量として5,126トンという記載がありますが、現行水準の県については国の留保枠からの配分はありません。採捕停止についても、本県は停止がかかることはありません。

では、獲りまくってよいのかという話になりますが、水産庁は現行水準の取扱いについて、具体的なことはまだ示されていないというのが現状です。ただし、水産庁の担当者レベルの話では、一定の数量を超えたときには何らかの指導してくださいとされており、具体的には目安数量を10~20%超えたときには県は何らかの指導してくださいといわれています。その指導というのは、例えば、混獲回避措置、目的操業の回避、他の魚種を目的とした漁場移動等の指導を行うようにとされているところです。

岡部委員

今の話の中で、現行水準なので数量管理しません。ただし、どこかでしないといけない。10%程度超えた場合には漁獲を抑える努力をするよう指導してくださいといわれているとのことですね。そこでは10%を超えた場合という数字は何をもって判断するのか、何らかの数字の積み上がりが無いと10%とか20%の数字は出てこず、判断できないと考えますが、いかがですか。

県担当者  
( 漁業振興  
課資源管理  
班 )

これまでのところ、水産庁に聞いてもどういう根拠をもとに判断すればよいのかという、明確な答えはあっていないところです。

岡部委員

それでは現場は混乱します。きちんと説明するようにしていただきたい。まいわしは示された数量に到達しやすい魚種でもあり、現行水準という新しい言葉で今回表現されていますが、ここはもう少し丁寧に判りやすく説明を求めたいと思います。

それともう一点、まいわし対馬暖流系群で、大臣管理区分で大中型まき網漁業に1,900トンという数量が設定されていますが、これは日本遠洋旋網漁業組合の所属船及び山陰旋網組合の所属船が対象だと思いますが、この1,900トンというのは何力統分を指しているのか。

県担当者  
( 漁業振興  
課資源管理  
班 )

これについてはデータを持ち合わせていません。

岡部委員

山陰沖には、まいわしが漁場形成する場所があると認識しており、それに対して大中型まき網全体で本当に1,900トンなのか。それこそ現行水準が妥当ではないのか。今回、現行水準などの新しい管理になったが、いろいろと矛盾している点も感じているので、かなり、しっかり分析をしていかないといけないと思っています。ステークホルダー会議の時にまあじの評価の時には、皆さんそれほど関心を持っていなかったようですが、まいわしの評価になったときに皆さんものすごい意見がでた。それぐらい皆さんはまいわしに関心を持ち、不安を持っているので、まいわしの漁獲可能量は1月から始まるのですが、現場から見ると首をかき上げている状況です。もう少し、きちんと調べてください。

県担当者  
( 漁業振興  
課資源管理

私も岡部委員とともにステークホルダー会議に出席させていただきましたが、まいわし対馬暖流系群については、トータルの漁獲可能量が少なかったということで、紛糾しまして、最初5万トン台で配分してはど

班)

うかと国から示されていたところですが、なかなかそれでは漁業は成り立たないよということで、最終的に77,000トンということでシナリオを変えて示されたところです。大中型まき網については昨年10,000トンあったのに1,900トンとかなり少ないということもあるんですが、国は数量配分している県にもかなり厳しい数字を配分しているということで、国の留保率は、他の魚種については25%程度なのですが、まいわしは30%と他の魚種より多く留保しており、これについて、水産庁に聞いたところ、数量管理県に対して弾力的に配分ができるよう多く留保しているということでした。現行水準県については、国から具体的なことが示されていませんが、一方で色々聞くとやぶへびになってしまうということも考えられますので念頭に置きつつも、どのように管理を行っていくのか、今後とも水産庁に聞きながら進めていきたいと思っております。

会 長

他にございませんか。

全委員

(意見等なし)

会 長

他にご意見等もないようですので、第1号議案「長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲量の設定について(諮問)」は諮問原案どおり設定して差し支えない旨答申することにご異議ございませんか。

全委員

(異議なし)

会 長

ご異議もないようですので、第1号議案「長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲量の設定について(諮問)」については、諮問原案どおり設定して差し支えない旨答申することに決定します。

続きまして、第2号議案「県営大型魚礁の設置に係る漁業調整上の支障の有無について」を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案について、お手元の資料の17ページをご覧ください。県から依頼文が参っておりますので、朗読させていただきます。

(依頼文朗読)

また、お手元の資料18ページから27ページまで、関連する資料を添付しておりますので、県担当者（漁港漁場課漁場整備班）から説明いたします。

県担当者  
（漁港漁場  
課漁場整備  
班）

今後の事業実施を計画している以下の6箇所の計画について、設置計画概要表、魚礁の構造図、設置位置図を用い、説明。

小浜湯の崎北西工区

崎戸御床島北工区

西海大島南工区

西海松島西工区

針尾明星ノ鼻東工区

佐世保横島南東工区

会長

ただいま説明がありましたこのことについて、ご審議願います。

吉谷委員

西海大島南工区や西海松島西工区のように水深が25mや35mのところに大型魚礁を設置するとなると、これらの海域は大型船も通るでしょうから、喫水の関係で影響は出ないのでしょうか。というのも、私が島原市に勤めていたとき、魚礁の設置に当たって三池海上保安部と協議したところ水深の件で大分説明を求められました。その時も長崎海保の方は問題なかったんですけど、三池海保は水深の影響をいろいろと言ってきた経験があります。ついては、水深の影響について海保との協議はどうなっているのですか。

県担当者  
（漁港漁場  
課漁場整備  
班）

当該西海市西沖の3工区については、これまでに大型魚礁の整備実績もありますし、比較的、水深ついて支障はないのかと思われませんが、整備前には海保とも協議して事業を進めることとしております。

吉谷委員

その時は、三池海保がいろいろ言ってきましたが、結果的には長崎海保が良いといっているのだから、良いということで落ち着いた経験があります。

会 長

他にございませんか。

全委員

(意見等なし)

会 長

他にご意見等もないようですので、第2号議案「県営大型魚礁の設置に係る漁業調整上の支障の有無について」は、漁業調整上の支障は無い旨、回答してよろしいでしょうか。

全委員

(異議なし)

会 長

ご異議もないようですので、第2号議案「県営大型魚礁の設置に係る漁業調整上の支障の有無について」は、漁業調整上の支障は無い旨、回答することに決定します。

続きまして、続きまして、その他の件とします。

「(1)長崎県特定水産資源の採捕の停止に関する規則(案)について」、事務局から報告をお願いします。

事務局

- ・漁業法が平成30年12月に改正され、令和2年12月1日の施行に伴い、「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(以下資源管理法という。)」は廃止され、その内容は改正漁業法に包含された。
- ・資源管理法の廃止により、当該法律に基づく県規則も廃止となったことから、改正漁業法に基づく同様の県規則を制定し、告示により周知する。
- ・対象魚種は特定水産資源で、本県関係ではまあじ、まさば及びごまさば(中型まき網)、くろまぐろ(漁船漁業・定置漁業)
- ・資源管理法では、「くろまぐろ」以外の魚種には漁業法附則で採捕停止の適用をしないという除外規定があったが、改正後の漁業法では除外規定がなくなり他の魚種も採捕停止の対象となったことを説明。

会 長

ただいまの説明について、委員の皆様から何かありませんか。

岡部委員

漁業法改正に基づく特定水産資源についてですが、これまではクロマグロだけがかなり厳しい数量管理がなされてきたわけですけど、そ



れが今後、対象魚種が増えていく可能性があるということです。その中で、今回まあじ、まさば及びごまさばが数量配分があるから採捕の停止の対象になりますということです。まいわしもTAC対象魚種ですけど、現行水準であり数量配分されていないので、採捕停止規則に該当していないということです。ただし、本来はまいわし対馬暖流系群は資源状態はかなり厳しいという評価があっているなかで、当初5万トンの配分を無理やりシナリオが書き換えられて、最終的に7万7千トンまで何とか確保されたという中で、本来であれば一番、一定数量が漁獲された場合に出漁を停止するべき魚種であるのだと思います。

ただし、新しい管理が始まろうとしているところですので、長崎県にとってみたら、まいわしの数量が配分されなかったというのは現場に負担を及ぼさない一つのモデルになるのかなという風にも思いますので、ここで国に今後の具体的な管理を問い合わせてくださいとか言うつもりも無いのですが、やはり、こんなに矛盾だらけな部分があると残念ながら思うのです。直近の3か年のデータに基づいて今後の3年の管理を決めていくとされていますが、ただしそれは切り替える時だけが直近3年になるわけですから、2年後には3年前からの遡りの3年になると国の方も言っているわけです。資源量が増えていっているときに、増えるその年の漁獲実績は対象にならないことがある。さらにデータ収集がまた2年ぐらいかかりますので、本当の直近というのは反映されない。右肩下がりになるとときには心配ないですけど、皆さん右肩に上がったときを心配しているのです。特に魚が来遊しているのに獲るなということをしなければならなくなる。右肩上がり的时候が問題です。これは、これまでの漁業は、魚が来遊したときはその魚を獲っていくという性格であったものが、大きく変わっていかねばならない。法という中でもここまで矛盾を感じる内容になっているということで、まだまだかなり厳しさがあるのかなと思います。

それともう一点、これだけのことが改正されようとしている中で、対象が中型まき網になっています。たぶん、まき網業界に対する掘り下げた説明会等はまだ開催されていないという状況だと思いますが、対象の漁業種類がここまで明記されていますので、これは実際に県内のまき網関係の漁業者には、周知していくべきことではないかと感じましたがいかがですか。

事務局

まき網漁業関係者への説明に関しましては、今回の説明前に県旋網漁業協同組合の事務局の方にお話をさせていただいております。

今後も関係する皆様には説明をさせていただきたいと考えております。

会 長

他にご意見等ございませんか。

全委員

(意見、質問なし)

会 長

次に、「(2)長崎県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則(案)について」、報告をお願いします。

事務局

- ・漁業法が平成30年12月に改正され、令和2年12月1日の施行に伴い資源管理法は廃止され、その内容は改正漁業法に包含された。
- ・資源管理法の廃止により、当該法律に基づく県規則も廃止となり、改正漁業法に基づいた同様の県規則を制定し、今後告示により周知するもの。
- ・報告対象魚種は特定水産資源(まあじ、まいわし、さんま、くろまぐろ、するめいか、まさば及びごまさば)
- ・報告の方法は電子情報処理組織(やむを得ない事由がある場合書面報告可能)
- ・報告者：特定水産資源を採捕する漁業者(代理人可)
- ・12～1月にかけて、漁協等の実務担当者に対して説明予定。

会 長

ただいまの説明について、委員の皆様から何かありませんか。

全委員

(意見、質問なし)

会 長

次に、「(3)漁業法第32条第2項の規定に基づき長崎県知事が行う助言、指導又は勧告に関する運用指針(案)について」、報告をお願いします。

事務局

- ・漁業法が平成30年12月に改正され、令和2年12月1日の施行に伴い資源管理法は廃止され、その内容は改正漁業法に包含された。
- ・資源管理法の廃止により、当該法律に基づく県計画も廃止となり、改正漁業法に基づいた同様の県の運用方針を作成し、関係機関への通知により周知するもの。
- ・「助言、指導又は勧告」は県が漁獲可能量の超過が発生しないよう行うもの。
- ・対象魚種は特定水産資源のうち、数量管理を行うまあじ、くろまぐろ、まさば及びごまさば。
- ・資源管理法では、「くろまぐろ」以外の魚種には漁業法附則で採捕停止の適用をしないという除外規定があったが、改正後の漁業法では除外規定がなくなり、他の魚種も助言、指導又は勧告の対象となった。
- ・事前に県旋網漁業協同組合の意見聴取済。
- ・令和3年1月1日施行予定。

会長

ただいまの説明について、委員の皆様から何かありませんか。

全委員

(意見、質問なし)

岡部委員

この指針に記載があるのは、まあじ、くろまぐろ(小型魚)、同(大型魚)だけですが、まさば及びごまさばが無いのはなぜなのですか。

事務局

今回は1月から管理が始まるまあじと既に県の計画で管理の方法が決まっているくろまぐろについてのみ記載しています。まさば及びごまさばについては、現時点でまあじの記載と同じになるか未確定であるため今回記載はせず、今後関係する皆様の意見も聴きながら、次期管理期間が始まる7月の前に新たに追加する予定です。

会長

ただいまの説明について、委員の皆様から何かありませんか。

全委員

(意見、質問なし)

会長

事務局からは何かありますか。

事務局

前回の委員会で松下委員より質問があった県資源管理方針の記載している「特定水産資源」の定義について、ご報告させていただきます。

・漁業法第11条第2項第3号において、「特定水産資源」とは漁獲可能量による管理を行う水産資源をいう。と定義されており、県の資源管理方針には重ねて説明はしていないことを報告

会長

松下委員よろしいでしょうか。

松下委員

漁業法に基づいているということで了解しました。

会長

他に何もありませんので、これをもちまして、第279回長崎県南部海区漁業調整委員会を閉会いたします。

< 閉 会 >

( 12月7日 14:45 終了 )